

【別紙 1】 管理運営状況 評価シート 【令和 4 年度】

(評価日 令和 5 年 6 月 30 日)

1 施設の概要

| | |
|---------------------------|---|
| 施設名 | 岩手県営体育館 |
| 所在地 電話・FAX HP・電子メール | 盛岡市青山二丁目 4-1 019-647-1010・019-647-1011 https://iwate-sposhin.jp/taiku/ ・ keneitaiikukan@echna.ne.jp |
| 設置根拠 | 県立体育館条例 (昭和 42 年 7 月 4 日 条例第 23 条) |
| 設置目的 | (設置：昭和 42 年 6 月) ・生涯スポーツの推進 ・体育、スポーツ・レクリエーション指導者の養成及び活用促進 |
| 施設概要 | (昭和 42 年 6 月完成) ・敷地面積 13,404 m ² 、コート面積 1,877 m ² ・鉄筋コンクリート造 2 階建て、アリーナ 1 面 ・収容人員 固定席：1,625 席 ・競技機能 バスケットボールコート 2 面 バレーボールコート 2 面 バドミントンコート 10 面 ハンドボールコート 1 面 テニスコート 2 面 卓球 24 面等 体操 (男子 6 種目・女子 4 種目) その他：レスリング、ボクシング、フェンシング、綱引き等 会議室、応接室、多目的室、選手控室、ロッカー室、シャワー浴室等 ・駐車場：普通車 164 台、バス 6 台 |
| 施設所管課 | 岩手県文化スポーツ部スポーツ振興課 (電話 019-629-6797 メールアドレス AK0003@pref.iwate.jp) |

2 指定管理者

| | |
|--------|--|
| 指定管理者名 | 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 |
| 指定期間 | 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日 (5 年間) |
| 連絡先 | 公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団 総務企画課 019-641-1218 |

3 指定管理者が行う業務等

| | | | |
|----------------|--|---|--|
| 業務内容 (主なもの) | 施設の使用の許可、使用料の徴収、維持管理、利用促進及び広聴広報他に関すること | | |
| 職員配置、管理体制 | 4 名 (令和 4 年 4 月 1 日現在) | 織図 事業団本部一館長 ← 主幹 ↳ スポーツ指導員 (地域職員) ↳ 事務員 (地域職員) | |
| | (内訳) 正職員 2 名、地域職員 2 名 | | |
| 利用料金 | 別紙のとおり | | |
| 開館時間 | 8 : 00～21 : 00 | 休館日 | ・ 4 月～9 月 毎週水曜日 ・ 10 月～3 月 第 1 水曜日 ・ 12 月 29 日～1 月 3 日 |

4 施設の利用状況

(単位：人)

| (利用者数、稼働率等) | 前期間平均 | 指定管理期間 | | | | | | 備考 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 期間平均 | |
| 第1四半期 | 14,774 | 20,092 | 14,715 | 4,535 | 11,387 | 13,212 | 12,788 | |
| 第2四半期 | 10,076 | 22,258 | 13,903 | 10,842 | 7,078 | 14,932 | 13,803 | |
| 第3四半期 | 12,783 | 23,223 | 18,867 | 12,891 | 14,539 | 16,550 | 17,214 | |
| 第4四半期 | 13,837 | 16,100 | 14,539 | 11,717 | 8,237 | 13,215 | 12,762 | |
| 年間計(実績) | 51,462 | 81,673 | 62,024 | 39,985 | 41,241 | 57,909 | 56,566 | |
| 年間計(計画) | 70,553 | 69,800 | 70,100 | 70,500 | 70,800 | 71,200 | 70,480 | |

5 収支の状況

(単位：千円)

| 区 分 | | 前期間平均 | 指定管理期間 | | | | | | 備考 |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| | | | 30年度 | 元年度 | 2年度 | 3年度 | 4年度 | 期間平均 | |
| 収入 | 利用料金収入 | 8,961 | 8,446 | 8,372 | 6,262 | 6,641 | 8,843 | 7,713 | |
| | 県委託料 | 32,206 | 33,598 | 33,977 | 40,012 | 36,178 | 38,651 | 36,483 | |
| | 小計 | 41,167 | 42,044 | 42,349 | 46,274 | 42,819 | 47,494 | 44,196 | |
| 支出 | 人件費 | 15,470 | 17,460 | 16,495 | 16,855 | 18,066 | 20,881 | 17,951 | |
| | 旅費 | 2 | 0 | 0 | 3 | 1 | 1 | 1 | |
| | 報償費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 需用費 | 12,086 | 12,216 | 10,260 | 10,745 | 11,600 | 13,701 | 11,704 | |
| | 消耗什器備品 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 役務費 | 874 | 882 | 971 | 1,651 | 1,049 | 789 | 1,068 | |
| | 委託費 | 7,475 | 8,300 | 8,345 | 8,692 | 8,973 | 8,979 | 8,658 | |
| | 使用料及び賃借料 | 312 | 340 | 340 | 261 | 243 | 244 | 286 | |
| | 備品購入費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | 福利厚生費 | 43 | 64 | 52 | 75 | 33 | 93 | 63 | |
| | 負担金 | 9 | 9 | 9 | 10 | 10 | 8 | 9 | |
| | その他 | 2,555 | 2,633 | 2,967 | 3,620 | 3,105 | 3,306 | 3,127 | |
| 小計 | 38,826 | 41,904 | 39,439 | 41,912 | 43,080 | 48,002 | 42,867 | | |
| 収支差額 | | 2,341 | 140 | 2,910 | 4,362 | △261 | △506 | 1,329 | |

6 利用者の意見等への対応状況

(1) 利用者意見(満足度等)の把握方法

| | | | |
|------|-------------|------|------------------|
| 把握方法 | 利用者アンケートによる | 実施主体 | (公財)岩手県スポーツ振興事業団 |
|------|-------------|------|------------------|

(2) 利用者からの苦情・要望

| | | | |
|-----------------------------------|--|--|--|
| 受付件数 | 苦情 4件(口頭及び利用者アンケート)、要望 1件(利用者アンケート)、その他 1件 | | |
| 主な苦情、要望等 | | 対応状況 | |
| (苦情) ・バスケットボール用の24秒計が試合中に故障した。 | | ・応急的に旧式のタイマーを使用して対応。翌日、専門業者から代替機を借用して対応した。 | |

| | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫が暗い。 ・北口正面階段の照明が暗い。 ・2階観客席が寒い。 ・バドミントンの審判台が必要 | <ul style="list-style-type: none"> ・倉庫通路の照明スイッチの場所が分かりづらい場所にあるため、スイッチの場所を知らせる大きな表示を掲示した。 ・北口階段に照明を増設した。 ・2階観客席の暖房用ボイラーが故障していることから、県に対して更新に係る予算要求を行っている。 ・県への予算要求を継続。 |
| <p>その他利用者からの積極的な評価等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業団利用者アンケートによる総合的な満足度（満足、まあ満足）が96.3%と高い評価であった。 ・また、アンケートにおいて「とても気持ちのよい対応をしてくださりありがとうございます。」などの声が寄せられている。 | |

7 業務点検・評価（※）

(1) 業務の履行状況

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績（指定管理者の自己評価） | 評価指標 |
|-----------|---|---|------|
| 運営業務 | 設置目的を効率的かつ効果的に達成する。 | 施設長会議等で他施設の状況も参考にしながら公平性・透明性を重視した利用環境を整えるとともに、関係団体とも共通理解を図りながら施設運営にあたっている。 | A |
| 施設の利用状況 | 令和4年度管理運営計画書に定める利用者数及び利用料収入の目標値を達成すること。 利用者数 71,200人 利用料収入 7,701,000円 | 利用者数 57,909人 （目標値比較：18.7%減） 利用料収入 8,843,390円 （目標値比較：14.8%増） 年間を通じて概ねコロナ禍前の利用状況に回復したが、大会等の開催に当たっては主催者側で観客数の制限を行いながら開催したことから、利用料収入は目標値を上回った一方で、利用者数は目標値を下回った。 | B |
| 施設の維持管理状況 | 施設設備の維持管理等の業務を適切に行う。 公有財産及び備品を適切に管理する。 | 施設設備を良好に維持するために予防保全を前提とした点検整備に努めるとともに破損箇所等は速やかに補修を行った。 公有財産や備品については、安全性の観点から、日常点検のほか、大会開催等の機会を利用して行う詳細点検（事業団スポーツ指導員、大会主催者、専門業者による目視、触手、負荷・荷重点検等）を、専門知識を必要とする施設設備については、専門業者による専門点検を実施し、その点検結果を利用者に情報提供している。 | B |

| | | | |
|--|------------------------------------|--|---|
| 記録等の整理・保管 | 管理に係る各種帳票書類を適正に整理・保管する。 | 各種帳簿等の書類は適切に整理保管している。 | B |
| 自主事業、提案内容の実施状況 | 施設の設置目的に沿った、利用促進に繋がる方策に基づき事業を実施する。 | <p>体育館事業として、前年度に引き続き、小学生を対象とした「キッズトランポリン教室」、「キッズヒップホップ教室」、「キッズハンドボール教室」、「キッズバドミントン教室」、「親子ランニング教室」を開催したほか、中高齢者層を対象とした「盛年ソフトテニスミックスダブルス大会」等の自主事業を開催した。</p> <p>また、前年度に引続き、体育施設合同事業として「スポ振ぶらんちクラブ」を開催した。</p> | B |
| <p>(施設所管課評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成果のあった点：多様な自主事業を継続して実施するなど、利用増加に向けた取組に努めた。 ・改善を要する点：特になし。 | | | B |

(2) 運営体制等

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績（指定管理者の自己評価） | 評価指標 |
|---|--|---|------|
| 職員の配置体制 | 各業務に適した職員を適正に配置する。 | 管理計画書に基づき、施設管理、防火管理、施設利用、自主事業の企画実施等に幅広い知識経験を有する者をそれぞれ適所に配置した。 | B |
| 苦情、要望対応体制 | 利用に関する各種問い合わせや要望及びトラブル等の対応を適切に行う。 | 各種問い合わせ等については事業団基本姿勢に則り対応するとともに、アンケート調査において要望があった事項については、同基本姿勢及び「事業団クレーム対応要綱」に基づき、誠実で迅速な対応により的確な措置を講じ、利用者の信頼と満足度の向上に努めた。 | B |
| 危機管理体制（事故、緊急時の対応） | 災害時・緊急時の対応や、防犯・防災対策として、マニュアルの作成や訓練を行う。 | 災害時の迅速な対応を念頭に、消火栓等消防設備の取扱いを含めた避難訓練を実施した。 Jアラート対応についてマニュアルに盛込んでいるほか、地震の際の避難方法や注意事項を掲示して、観客も含めた安全管理の徹底を図っている。 用具等の設備は、専門業者による点検のほか、事業団体育施設管理士による点検など、事故の発生防止に取り組む、不具合のある用具については、順次補修・修繕等を行っている。 | A |
| コンプライアンスの取り組み、個人情報の取扱い | 基本協定に基づく秘密の保持、個人情報の保護及び法令順守の確保。 個人情報に関する書類について、適切に管理する。 | 「コンプライアンスマニュアル」、「危機管理対応要綱」、「クレーム対応要綱」等の再確認を促すとともに個人情報はシュレッダーによる処分、鍵の掛る場所への保管を徹底している。 | B |
| 県、関係機関等との連携体制 | 基本協定に基づき、近隣住民や関係機関との協力連携に努め、良好な関係を維持する。 | 消防署や近隣小中学校、保育園の行事の際には体育館の予約状況に応じて駐車場を提供しているほか、お花見等で申し出があればトイレを利用いただくなど近隣住民や地元関係機関と良好な関係を維持している。 | B |
| (施設所管課評価) ・成果のあった点：危機管理体制の維持や、近隣住民等との協力連携に努めた。 ・改善を要する点：特になし。 | | | B |

(3) サービスの質

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績（指定管理者の自己評価） | 評価指標 |
|---|---|---|------|
| 利用者サービス | 利用者のニーズを把握し、利用者サービス向上に向けた計画を策定し、適切に実施する。 利用者への接客サービス向上のための研修等の取り組みを行う。 | 各種大会や興行等の行事にあわせて、休館日の臨時開館や開館時間を延長するなど利用団体（者）の要請に応じて柔軟に対応している。 また、施設利用予約状況の変更をその都度取りまとめ、館内に情報を掲示しているほか、ホームページにアップして情報提供を行っている。 事業団研修により接遇の基本を習得するとともに、「事業団の基本姿勢」を窓口掲示し、対応の心構えを喚起する一助としている。 | A |
| 利用者アンケート等 | 利用者アンケート及び意見箱の設置その他の方法により、利用者のニーズを把握し、施設管理及び事業運営の改善を行う。 | 7月15日（金）～8月14日（日）利用者アンケートを実施し、82名の利用者から回答を得て、意見・要望についてはその回答を事業団のホームページに掲載したほか、調査結果については全施設を集計したものを事業団のホームページに掲載した。 なお、体育館主催事業の参加者へ毎回アンケートを実施し、次年度の事業運営に反映させている。 | B |
| （施設所管課評価） ・成果のあった点：主催事業においては利用者アンケートの実施を毎回行い、利用者ニーズの把握やサービス向上のための取組を積極的に行っている。 ・改善を要する点：特になし。 | | | B |

(4) サービス提供の安定性、継続性

| 項目 | 事業計画、県が求める水準 | 実績（指定管理者の自己評価） | 評価指標 |
|---|----------------------------------|---|------|
| 事業収支 | 管理運営計画における収支の積算に対する収支実績が適正である。 | ・新型コロナウイルス感染症への適切な対応に努め、安全・安心な施設環境の維持とサービスの提供に努めた。 ・年間の経営動向を予め把握のうえ、配分予算の費目間流用等により適正な施設運営と安全な施設利用に供する経費を適宜確保するなど、適正な収支の実現に努めた。 | B |
| 指定管理者の経営状況 | 経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有している。 | 当事業団には借入金及び貸付金はなく、健全な経営を行っている。 | A |
| （施設所管課評価） ・成果のあった点：法人の健全な経営を維持し、支障なく施設運営が行われている。 ・改善を要する点：特になし。 | | | B |

※(注1) 県記載欄:「事業計画・県が求める水準」、「評価指標」「施設所管課評価」
指定管理者記載欄:「実績(自己評価)」

(注2) 評価指標

- A: 協定書、提案書等の内容について高レベルで実施され、また、計画を上回る実績(効果)があり、優れた管理がなされている。
- B: 概ね協定書、提案書等の内容どおり実施され、計画どおりの実績(効果)があり、適切な管理が行われている。
- C: 一部、改善・工夫を要する事項が見られたが、改善済み、または改善される見込みである。
- D: 協定書等の内容に対し、不適切な事項が認められ、改善を要する。

8 指定開始年度から評価年度までの総合評価

(1) 指定管理者の自己評価

| |
|---|
| <p>① 成果があった取組み、積極的に取り組んだ事項</p> <ul style="list-style-type: none">・各種大会や興行等の行事にあわせて、休館日の臨時開館や開館時間の繰上げや延長をするなど、利用団体(者)の要請に柔軟に対応し、施設の積極的な活用を推進した。・周辺の通路や駐車場を、地域行事や地域住民の散策・ジョギング等の場として開放した。・施設の利用方法に加え、施設の空き情報等をホームページで情報提供するなどにより利用拡大に努めている。 |
| <p>② 現在、苦慮している事項、今後、改善・工夫したい事項、積極的に取り組みたい事項</p> <ul style="list-style-type: none">・施設が老朽化していることから、日常の施設点検を強化して、不具合等の早期発見に努め、予防保全や早期補修等を行うことにより、利用者の安全性の確保に努めている。・平日午前中の利用促進を図るため、学生・生徒が夏休みや冬休みの期間中等において、部活動等で利用する場合は個人料金の適用時間を12時まで延長し、午前の時間帯における利用率の向上に努めている。 |
| <p>③ 県に対する要望、意見等</p> <ul style="list-style-type: none">・観客席の暖房用ボイラーは設置後26年が経過しており、令和3年度から故障し稼働しない。部品もなく修理ができない状況にあり、早急に更新する必要がある。冬期間のプロレス興行において、観客及び興行主から「寒い」とのクレームが寄せられており、施設運営に多大な支障をきたしている。・令和4年3月16日の福島県沖地震発生時にアリーナ天井からコンクリート小片等が落下する事案があったことから、破損か所の詳細な調査の実施及び調査結果に基づいた利用者の安全性を確保するために必要な補修を行う必要がある。・体育館の床面はこれまでの複数回にわたる研磨塗装により強度が著しく低下しているほか、全国的に床面の破断による破片が刺さる等の事故が発生し、その危険性が指摘されていることから、全面張替改修等を要する状況である。・平成21年に整備した体操床システムは13年が経過したため、カーペット表面にほつれや剥がれが生じており、競技者が足を引っ掛けるなどにより重大な事故につながる恐れがあることから、床カーペットフェイスの更新が必要である。・体操競技の得点表示盤は整備後25年以上が経過しており、老朽化により表面の破損や不点灯などの不具合が多く発生し、大会等の運営に支障をきたしていることから、現在試合で主流となっている両面型表示板への切り替えが急務である。 <p>施設整備から54年が経過し、老朽化に伴って様々な箇所で大規模な不具合が発生して生じている。利用者の安全を確保し、安心して施設を利用していただくため、優先度を考慮した計画的な改修・整備をお願いしたい。</p> |

(2) 県による評価等

| |
|---|
| <p>① 指定管理者の運営状況について</p> <p>利用促進や利用者ニーズの把握に積極的に努めた。また、予算の効率的な執行を図るなど、適正な運営が行われた。</p> |
| <p>② 県の対応状況について(自己評価)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大による減収補填や物価高騰等に対応するため、指定管理料の増額など必要な予算措置を行い、指定管理者と連携しながら、管理運営に関する問題の解決に努めた。</p> |
| <p>③ 次期指定管理者選定時における検討課題等</p> <p>施設設備の老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化を図るよう計画的に維持修繕に取り組む必要がある。</p> |

9 改善状況等

| |
|------------------------------|
| 改善を要すると評価された項目（C、D評価の項目について） |
| |
| 改善状況 |
| （指定管理者から県への報告年月日： 年 月 日） |
| 改善状況の確認 |
| （再評価年月日 年 月 日） |

表1 施設の利用料金

| 区 分 | | | 普通利用料金 | | | | | | | |
|--------------|--------------------------------------|-------------------|---|----------------|----------------|---------------|----------------|---------------|-----------------|----------------|
| | | | 全館貸切使用 | | | | | | 区分使用 | 個人使用 |
| | | | 8時から 12時まで | 12時から 17時まで | 17時から 21時まで | 8時から 17時まで | 12時から 21時まで | 8時から 21時まで | 1区分1時間 までごとに | 1人4時間 までごとに |
| 入場料等を徴収しない場合 | アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合 | 学生及 び生徒 | 円 2,760 | 円 4,320 | 円 5,750 | 円 7,080 | 円 10,070 | 円 12,830 | 円 500 | 円 80 |
| | | 一般 | 5,510 | 8,650 | 11,520 | 14,160 | 20,170 | 25,680 | 860 | 90 |
| | その他の催しに使用する場合 | | 27,590 | 43,200 | 57,640 | 70,790 | 100,840 | 128,430 | 2,510 | |
| 入場料等を徴収する場合 | アマチ ュアス ポーツ に使用 する場 合 | 学生及 び生徒 | 5,510 | 8,650 | 11,520 | 14,160 | 20,170 | 25,680 | 700 | |
| | | 一般 | 11,040 | 17,300 | 23,040 | 28,340 | 40,340 | 51,380 | 1,200 | |
| | その他 の催し に使用 する場 合 | 興行と 行わない 場合 | 41,380 | 64,810 | 86,450 | 106,180 | 151,260 | 192,630 | 3,940 | |
| | | 興行と 行のある 場合 | 82,760 | 129,640 | 172,910 | 212,400 | 302,550 | 385,310 | 7,540 | |
| 特別利用料金 | | | 休日使用料（「その他の催しに使用する場合」に適用） 日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日に、「その他の催しに使用する場合」においては、普通使用料の額の2割に相当する額(100円未満の端数は切り上げる。)を別に徴収する。 | | | | | | | |

備考1 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費若しくはこれらに類する料金を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合をいい、「入場料等を徴収しない場合」とは、それ以外の場合をいう。

- 全館貸切使用の場合において、使用時間がやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えるときは、その超える時間1時間につき、8時前及び21時後のときは17時から21時までの、8時から12時までのときは8時から12時までの、12時から17時までのときは12時から17時までの、17時から21時までのときは17時から21時までの区分の利用料金の額の1時間当たりの額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 4月1日から翌年3月31日までの間において、毎週1回以上、かつ、3月以上の期間で、休日以外の日の午前8時から午前10時までの間に使用する場合の区分使用に係る利用料金は、その使用に係る利用料金を一括して前納する場合に限り、次の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表1に掲げる利用料金の額の次の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

| | |
|-----------|-----|
| 3月以上6月未満 | 95% |
| 6月以上12月未満 | 85% |
| 12月 | 75% |

表2 附属の施設又は設備の利用料金

| 区 分 | 単 位 | 利用料金 | |
|------------|---|----------------------|-------------------|
| | | アマチュアスポーツに 使用する場合 | その他の催しに使用す る場合 |
| 会議室 | 1時間までごとに | 円 280 | 円 660 |
| ステージ | 1時間までごとに | 280 | 860 |
| 選手控室 | 1室1時間までごとに | 230 | 460 |
| 放送設備 | 1式1時間までごとに | 280 | 660 |
| 電光掲示板 | 1式1時間までごとに | 330 | 660 |
| ピアノ | 1台1時間までごとに | 530 | 1,070 |
| いす（3人用） | 1脚5時間までごとに | 30 | 70 |
| いす（1人用） | 1脚5時間までごとに | 20 | 40 |
| 机 | 1台5時間までごとに | 30 | 70 |
| 体操用具 | 1式1時間までごとに | 1,090 | 2,180 |
| 新体操マット（単体） | 1式1時間までごとに | 190 | 380 |
| バスケットボール用具 | 1式1時間までごとに | 150 | 330 |
| バレーボール用具 | 1式1時間までごとに | 30 | 70 |
| テニス用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 90 |
| ハンドボール用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 90 |
| バドミントン用具 | 1式1時間までごとに | 30 | 70 |
| 卓球用具 | 1式1時間までごとに | 70 | 140 |
| フットサル用具 | 1式1時間までごとに | 40 | 90 |
| トランポリン | 1式1時間までごとに | 150 | 330 |
| シャワー | 1回につき | 100円 | |
| 電気料及び暖房料 | 電気を使用する場合又は暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額 | | |

備考 表1の備考3の規定の適用がある場合におけるその使用に係る附属の設備の利用料金（電気料及び暖房料を除く。）は、同表の備考3の表の左欄に掲げる使用の期間の区分に応じ、表2に掲げる利用料金の額の表1の備考3の表の右欄に定める割合に相当する額とする。

表3 改正後の条例第4条の規定による許可を受けた場合の利用料金

| |
|----------------|
| 1人1時間までごとに170円 |
|----------------|